TAIYO YUDEN

# 第79期 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時**

**2020年6月26日（金曜日）午後2時**（受付開始 午後1時）

**開催場所**

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス（KITTE 4階）ホール

**決議事項〈議案〉**

**第1号議案**　剰余金の配当の件
**第2号議案**　取締役8名選任の件
**第3号議案**　監査役2名選任の件




**郵送及びインターネット等による議決権行使期限**
2020年6月25日（木曜日）午後5時まで

**新型コロナウイルス（COVID-19）感染症への対応について**

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、
当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/shm_presentation.html

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、本年から取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

**太陽誘電株式会社**　証券コード：6976

# 株主の皆様へ

証券コード　6976
2020年6月4日

東京都中央区京橋二丁目7番19号
太陽誘電株式会社
代表取締役社長　登坂正一



## 第79期定時株主総会招集ご通知

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

当社第79期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。

**昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使を強くお願い申しあげます。**

**なお、書面又はインターネット等により議決権をご行使いただく場合には、後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、2020年6月25日（木）午後5時までに議決権をご行使いただくようお願い申しあげます。**

---

以下の書類につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類及び以下の書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

- **「新株予約権等に関する事項」**
- **「連結株主資本等変動計算書」**
- **「株主資本等変動計算書」**
- **「株式会社の支配に関する基本方針」**
- **「連結計算書類の連結注記表」**
- **「計算書類の個別注記表」**

**日 時** 2020年6月26日(金曜日)午後2時 (受付開始 午後1時)

**場 所** 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス(KITTE 4階)ホール

**目的事項**

## 報告事項

第79期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類及び計算書類の内容並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

**第1号議案** 剰余金の配当の件

**第2号議案** 取締役8名選任の件

**第3号議案** 監査役2名選任の件

---

**本招集ご通知発送後、株主総会開催日の前日までに株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。**

当社ウェブサイト ▶ **https://www.yuden.co.jp/**

以 上

議決権行使等についての
ご案内▶3、4頁

**株主総会にご出席される場合**

1 **会場での議決権行使**

**株主総会にご出席されない場合**

2 **郵送による議決権行使**

3 **インターネット等による議決権行使**

# 議決権行使等についてのご案内

## 株主総会にご出席される場合

### 1 会場での議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願いいたします。
当日ご出席の場合は、書面又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

**開催日** 2020年6月26日　**開会** 午後2時　**受付** 午後1時

- 会場内での撮影・録音はご遠慮ください。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきます。

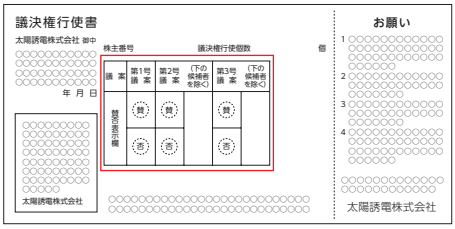
## 株主総会にご出席されない場合

### 2 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

**行使期限** 2020年6月25日 午後5時必着

**議決権行使書用紙の記入方法のご案内**




**第2号議案、第3号議案について**

全員賛成の場合 → 「賛」に○印
全員反対の場合 → 「否」に○印
一部候補者に反対の場合 → 「賛」に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

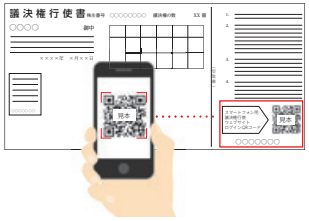
# 3 インターネット等による議決権行使

**行使期限** 2020年6月25日 午後5時まで

## ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。




※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。




**「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。**
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

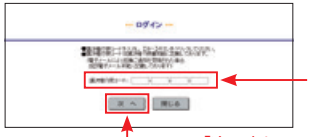
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト **https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

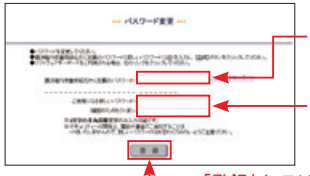
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。




2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。




3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。




4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

**みずほ信託銀行　証券代行部インターネットヘルプダイヤル**
**0120-768-524**
(受付時間　平日9:00～21:00)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

**議案及び参考事項**

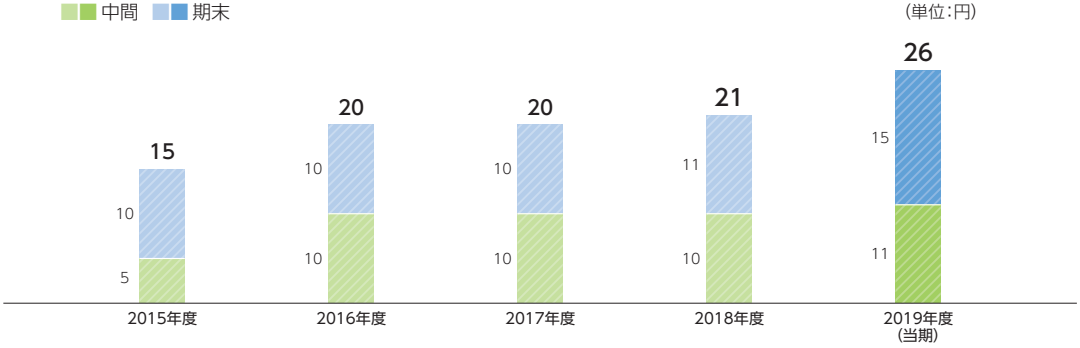
## 第１号議案　剰余金の配当の件

株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつと位置付けており、配当の安定的な増加に努めることを基本とする方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき15円とさせていただきたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 1. 配当財産の種類 | 金銭 |
| 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき　15円<br>総額　1,882,540,590円 |
| 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2020年6月29日 |

**ご参考　１株当たり配当金の推移**




▶剰余金の配当等に関する基本方針については、26頁をご覧ください。

# 第2号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては委員長を独立社外取締役とする任意の指名委員会に諮問し、その答申を踏まえ提案しております。

| 候補者番号 | 氏名 | | 地位・担当 | 取締役会出席回数 | 取締役在任年数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 登坂 正一（とさか しょういち） | 再任 | 代表取締役社長 | 100%<br>(18回／18回) | 14年 |
| 2 | 増山 津二（ますやま しんじ） | 再任 | 取締役専務執行役員<br>経営企画担当 | 100%<br>(18回／18回) | 7年 |
| 3 | 佐瀬 克也（させ かつや） | 再任 | 取締役専務執行役員<br>第一事業担当 | 100%<br>(18回／18回) | 4年 |
| 4 | 髙橋 修（たかはし おさむ） | 再任 | 取締役常務執行役員<br>第三事業担当 | 100%<br>(18回／18回) | 9年 |
| 5 | 梅澤 一也（うめざわ かずや） | 再任 | 取締役常務執行役員<br>営業、新事業推進担当 | 100%<br>(13回／13回) | 1年 |
| 6 | 平岩 正史（ひらいわ まさし） | 再任 社外 独立 | 社外取締役(独立役員) | 100%<br>(18回／18回) | 4年 |
| 7 | 小池 精一（こいけ せいいち） | 再任 社外 独立 | 社外取締役(独立役員) | 100%<br>(18回／18回) | 2年 |
| 8 | 浜田 恵美子（はまだ えみこ） | 再任 社外 独立 | 社外取締役(独立役員) | 92.3%<br>(12回／13回) | 1年 |

(注1) 地位・担当は、本招集ご通知発送時のものであります。
(注2) 取締役在任年数は、本定時株主総会終結時のものであります。
(注3) 梅澤一也、浜田恵美子の両氏の取締役会出席回数につきましては、2019年6月27日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。



## 1 登坂 正一（とさか しょういち）（1955年8月5日生）

再任

**略歴・地位・担当**

1979年 3 月　当社入社
2006年 6 月　当社取締役上席執行役員
2007年 4 月　当社専務取締役上席執行役員
2010年 7 月　当社取締役専務執行役員
2012年 7 月　当社取締役常務執行役員
2015年 4 月　当社取締役専務執行役員
2015年10月　当社代表取締役専務執行役員
**2015年11月　当社代表取締役社長（現）**

- 所有する当社株式の数　14,100株
- 取締役会への出席状況　100%
- 取締役在任年数　14年

**取締役候補者とした理由**

生産部門、開発・技術部門、品質保証部門、事業企画部門等の幅広い分野で経営に携わり、経営者及び技術者として豊富な経験と実績を有しております。当社の代表取締役社長就任以来、高収益体質に向けたビジネスモデルの変革に邁進し、次のステージへ牽引するべく強力なリーダーシップを発揮し、企業価値向上へ努めてまいりました。今後さらに、当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくため最高経営責任者として経営の指揮をとり、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者としました。

（注）登坂正一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



## 2 増山 津二（ますやま しんじ）（1957年2月28日生）

再任

**略歴・地位・担当**

1980年 3 月　当社入社
2004年 1 月　当社執行役員
2011年 7 月　当社上席執行役員
2013年 6 月　当社取締役上席執行役員
2015年 4 月　当社取締役常務執行役員
**2018年 6 月　当社取締役専務執行役員 経営企画担当**
**経営企画本部 本部長（現）**

- 所有する当社株式の数　4,700株
- 取締役会への出席状況　100%
- 取締役在任年数　7年

**取締役候補者とした理由**

当社入社以来、生産システム開発、技術部門、事業部門等の幅広い分野での実務を通じて、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役専務執行役員として、経営企画を統括し、円滑な会社運営やリスク低減、コーポレートガバナンスの向上等に貢献しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者としました。

（注）増山津二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



## 3 佐瀬 克也（させ かつや）（1964年1月12日生）

再任

- 所有する当社株式の数：4,500株
- 取締役会への出席状況：100%
- 取締役在任年数：4年

**略歴・地位・担当**

1986年 4月　当社入社
2013年 6月　当社執行役員
2015年 4月　当社上席執行役員
2016年 4月　当社常務執行役員
2016年 6月　当社取締役常務執行役員
2018年 6月　当社取締役専務執行役員
**2019年 7月　当社取締役専務執行役員 第一事業担当 第一事業本部 本部長（現）**

**取締役候補者とした理由**

当社入社以来、技術部門、事業部門等の業務に携わり、当社の主要事業であるコンデンサ事業を牽引する等、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役専務執行役員として、電子部品事業を統括する等、技術の第一人者としての知見や経験を活かし、技術力の強化と生産性の向上に貢献しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者としました。

（注）佐瀬克也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



## 4 髙橋 修（たかはし おさむ）（1955年11月25日生）

再任

- 所有する当社株式の数：5,900株
- 取締役会への出席状況：100%
- 取締役在任年数：9年

**略歴・地位・担当**

1980年 3月　当社入社
2003年 4月　当社業務役員
2010年 7月　当社上席執行役員
2011年 6月　当社取締役上席執行役員
2016年 4月　当社取締役常務執行役員
**2019年 7月　当社取締役常務執行役員 第三事業担当 第三事業本部 本部長（現）**

**取締役候補者とした理由**

当社入社以来、技術部門、マーケティング部門、経営管理部門、企画部門、さらに台湾等の販売子会社社長を務めるなど、国内や海外での幅広い分野での実務を通じて、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役常務執行役員として、複合デバイス事業における商品力の強化と顧客の拡大に貢献しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者としました。

（注）髙橋修氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



## 5 梅澤 一也（うめざわ かずや）（1959年11月20日生）

再任

**略歴・地位・担当**

1983年 4 月　当社入社
2001年 4 月　当社上席業務役員
2004年 1 月　当社上席執行役員
2016年 4 月　当社常務執行役員
**2019年 6 月　当社取締役常務執行役員 営業、新事業推進担当 営業本部 本部長（現）**

- 所有する当社株式の数 2,300株
- 取締役会への出席状況 100%
- 取締役在任年数 1年

**取締役候補者とした理由**

当社入社以来、営業、マーケティング、商品開発、新事業推進等の幅広い分野での実務を通じて、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役常務執行役員として、営業、新事業推進を統括する等、車載市場、産業機器市場への参入、新商品開発、ソリューションビジネスを推進し、商品力の強化とコスト戦略に貢献しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者としました。

（注）梅澤一也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



## 6 平岩 正史（ひらいわ まさし）（1952年12月4日生）

再任　社外　独立

**略歴・地位**

**1981年4月　弁護士登録（現）**
**1981年4月　大原法律事務所所属（現）**
2005年8月　エルシーピー投資法人 監督役員（2013年3月退任）
2012年10月　日本ロジスティクスファンド投資法人 監督役員（2015年5月退任）
**2016年6月　当社社外取締役（現）**

- 所有する当社株式の数：0株
- 取締役会への出席状況：100%
- 取締役在任年数：4年
- 上場会社役員兼職数：0社

**社外取締役候補者とした理由**

投資法人の役員等を歴任し、企業法務を専門とする弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しております。当社取締役会において、建設的な議論の提起や客観的な立場からの論点の整理等、内部統制を含めたガバナンス体制や法令順守等の経営全般のモニタリングを行うことで、高い倫理観をもって経営の監督を遂行しております。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断したため、引き続き独立社外取締役候補者としました。
なお、平岩正史氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

**重要な兼職の状況及び当社との取引関係**

| 兼職先 | 地位 | 兼職先と当社との取引関係 |
|---|---|---|
| 大原法律事務所 | 弁護士 | ありません |

**独立性について**

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。

(注1) 平岩正史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
(注2) 平岩正史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
(注3) 平岩正史氏に係る事実において以下の該当事項はありません。
①過去に当社又は子会社の業務執行者又は役員であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去5年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。
(注4) 当社は、平岩正史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。



## 7 小池 精一（こいけ せいいち）（1956年1月3日生）

再任　社外　独立

**略歴・地位**

1980年 4 月　東洋工業株式会社（現：マツダ株式会社）入社
1982年 3 月　株式会社本田技術研究所 入社
1993年 4 月　同社基礎技術研究センター 新素材研究室 室長
2004年 4 月　同社ブラジル四輪R&Dセンター 所長
2008年 4 月　本田金属技術株式会社 開発技術本部長 執行役員
2011年 6 月　同社取締役（2013年6月退任）
2012年 6 月　株式会社メッツ 取締役（2013年6月退任）
2013年 6 月　同社監査役（2016年6月退任）
　　本田金属技術株式会社 監査役（2017年6月退任）
**2018年 6 月　当社社外取締役（現）**

- 所有する当社株式の数：0株
- 取締役会への出席状況：100%
- 取締役在任年数：2年
- 上場会社役員兼職数：0社

**社外取締役候補者とした理由**

自動車メーカーにおいて自動車部品の材料開発及び生産技術に関する研究開発に長年携わっており、車載事業に関する幅広い見識を有しております。また、自動車部品業界での企業経営や監査役としてガバナンス体制強化を推進する等の豊富な経験を活かし、投資家視点からの幅広い識見を当社の経営に反映いただくことが当社グループにとって有益であると考えております。以上のことから、当社取締役会において経営全般に関して有益な助言及び提言をいただけるものと判断したため、引き続き独立社外取締役候補者としました。

**重要な兼職の状況及び当社との取引関係**

重要な兼職はありません。

**独立性について**

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。

(注1) 小池精一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
(注2) 小池精一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
(注3) 小池精一氏に係る事実において以下の該当事項はありません。
①過去に当社又は子会社の業務執行者又は役員であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去5年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。
(注4) 当社は、小池精一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。



## 8 浜田 恵美子（はまだ えみこ）（1958年11月23日生）

再任 社外 独立

- 所有する当社株式の数：1,000株
- 取締役会への出席状況：92.3%
- 取締役在任年数：1年
- 上場会社役員兼職数：1社

**略歴・地位**

1984年 4 月　当社入社
2001年12月　当社技術グループ技術品証統括R技術部 部長
2003年 9 月　当社技術グループ総合研究所基礎研究開発部 主席研究員
2007年 4 月　当社退職
2008年11月　国立大学法人名古屋工業大学 産学官連携センター 准教授
2011年 4 月　同大学産学官連携センター 大学院 産業戦略工学専攻 教授
2012年 4 月　同大学コミュニティ創成教育研究センター 教授
**2015年 5 月　国立研究開発法人科学技術振興機構 研究成果最適展開支援プログラム第3分野プログラムオフィサー（現）**
**2016年 7 月　国立大学法人名古屋工業大学 非常勤講師（現）**
2016年 8 月　国立大学法人名古屋大学 客員教授
**2017年 6 月　日本碍子株式会社 社外取締役（現）**
**2019年 6 月　当社社外取締役（現）**

**社外取締役候補者とした理由**

当社在籍中、CD-R、DVD-Rの開発及び事業化に従事し、当社退職後は、大学教授として産学官連携を主体とした研究活動に長年携わっております。また、他社での社外取締役の経験を有しており、社外取締役として業務執行への提言及び経営の監督をいただくことが当社グループにとって有益であると考えております。以上のことから、当社取締役会において経営全般に関して助言及び提言が期待できるものと判断したため、引き続き独立社外取締役候補者としました。
なお、浜田恵美子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

**重要な兼職の状況及び当社との取引関係**

| 兼職先 | 地位 | 兼職先と当社との取引関係 | 当社連結売上高における取引の規模 |
|---|---|---|---|
| 日本碍子株式会社 | 社外取締役 | セラミック製品等購入 | 0.1%未満 |

**独立性について**

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。なお、浜田恵美子氏は、1984年4月から2007年4月まで当社の業務執行者として勤務しておりましたが、退社後は同氏と当社との間に特記すべき取引はなく、特別の利害関係はありません。

(注1) 浜田恵美子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
(注2) 浜田恵美子氏に係る事実において以下の該当事項はありません。
①特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去5年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。②当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。③当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。
(注3) 当社は、浜田恵美子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。
(注4) 浜田恵美子氏の戸籍上の氏名は、加藤恵美子であります。

# 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 中野勝薫氏及び吉武一氏は、任期満了となることから、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



## 1 大嶋 一幸（おおしま かずゆき）（1957年10月15日生） 新任

▸所有する当社株式の数
5,800株

**略歴・地位**

1980年 3 月　当社入社
2007年 7 月　当社電子部品事業本部 フェライト応用事業部 事業部長
2010年 7 月　当社執行役員 商品・販売企画統括担当
2011年 7 月　当社執行役員 電子部品販売推進統括担当
2012年 4 月　当社執行役員 グローバルSCM統括担当
2013年 4 月　当社執行役員 グローバルSCMセンター センター長
**2016年 4 月　当社上席執行役員**
**グローバルSCMセンター センター長（現）**

**監査役候補者とした理由**

当社入社以来、事業・営業企画、広報、フェライト事業等の幅広い業務に携わり、これらに関する相当程度の知見を有しています。また、グローバルSCM担当執行役員として、業務遂行上の課題解決や新規業務プロセスの導入、内部統制委員としての活動実績もあり、事業内容等に精通しております。以上のことから、当社グループの事業運営やコンプライアンス体制に対する適切な監査を遂行し、また有益な発言等により経営の健全性確保に貢献できると判断したため、監査役候補者としました。

（注）大嶋一幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



## 2 吉武 一（よしたけ はじめ）（1956年7月1日生）

再任　社外　独立

- 所有する当社株式の数：0株
- 取締役会への出席状況：100%
- 上場会社役員兼職数：0社

**略歴・地位**

1979年 4月　株式会社協和銀行（現:株式会社りそな銀行）入行
1991年 4月　株式会社協和埼玉銀行 ニューヨーク支店 課長
2002年 4月　日本ユニシス株式会社 入社
**2007年10月　明治大学専門職大学院 兼任講師（現）**
**2008年 6月　日本内部監査協会 理事（現）**
2009年 6月　株式会社りそなホールディングス 執行役 内部監査部長
2011年 6月　株式会社埼玉りそな銀行 常勤監査役（2016年3月退任）
2013年 4月　日本大学法学部 非常勤講師
**2016年 6月　当社常勤監査役（現）**

**社外監査役候補者とした理由**

長年にわたり金融機関での監査業務や事業法人での内部統制関連コンサルティング業務に携わり、公認内部監査人等の資格を有して国内外での監査に係る会議で貢献するなど、監査業務に関する高い見識と豊富な経験、実績を有しております。当社監査役としても、その見識や経験に基づき、透明性の高い公正な経営監査体制の確立、重要事項の審議・決定に際しての適正性の監査、その他拠点往査等を精力的に行っており、引き続き独立社外監査役候補者としました。
なお、吉武 一氏は金融機関での業務経験において財務及び会計に相当程度の知見を有しております。

**独立性について**

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。

(注1) 吉武 一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
(注2) 吉武 一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
(注3) 吉武 一氏に係る事実において以下の該当事項はありません。
①過去に当社又は子会社の業務執行者又は役員であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去5年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。
(注4) 当社は、吉武 一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

**ご参考** 第2号議案及び第3号議案が承認された場合の取締役会の構成及び専門性、並びに就任予定委員会は、以下のとおりです。
なお、以下の一覧表は、各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

| | 氏　名 | 企業経営 | 技術・研究開発 | 営業・マーケティング | 国際的経験 | 財務・会計 | 法　律 | 就任予定委員会 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 取締役 | 登　坂　正　一 | ● | ● | | | | | 指名委員会<br>報酬委員会 |
| | 増　山　津　二 | ● | ● | | | ● | | |
| | 佐　瀬　克　也 | ● | ● | | | | | |
| | 髙　橋　　修 | ● | | ● | ● | ● | | |
| | 梅　澤　一　也 | ● | ● | ● | | | | |
| | 平　岩　正　史<br>社外 独立 | | | | ● | | ● | 指名委員会<br>報酬委員会 |
| | 小　池　精　一<br>社外 独立 | ● | ● | | ● | | | 指名委員会<br>報酬委員会 |
| | 浜　田　恵美子<br>社外 独立 | | ● | ● | | | | 指名委員会<br>報酬委員会 |
| 監査役 | 三　宿　俊　雄 | ● | | | ● | | | 報酬委員会 |
| | 大　嶋　一　幸 | ● | | ● | | | | |
| | 吉　武　　一<br>社外 独立 | ● | | | ● | ● | | 指名委員会 |
| | 藤　田　知　美<br>社外 独立 | | | | | | ● | |

ご参考

## 役員選解任の方針及び手続き（概要）

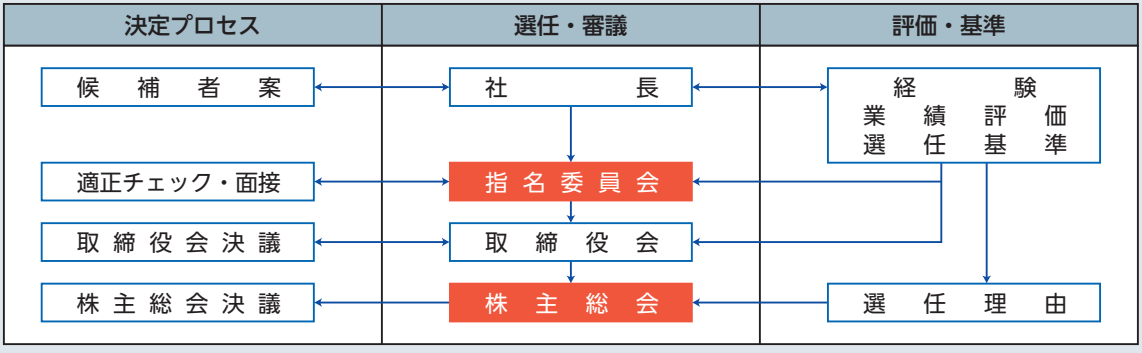
当社は、取締役会の構成を、性別・国籍を問わず多様性に富み、かつバランスの取れたものにするため、業務執行取締役候補者は、「役員等選解任基準」に基づき、人格識見に優れ、これまで担当した業務で実績を上げ、経営や事業に精通している者から選任しております。また、社外取締役候補者は、人柄、経験、専門性、「社外役員の独立性基準」等の条件をもとに選任しております。

### 業務執行取締役の選任基準及び選任プロセス

#### (1) 選任基準

①会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。
②執行役員としての豊富な知識と経験を有し、実績を上げていること。
③洞察力、決断力、倫理観、順法精神を有していること。
④全社的、経営的な見地で意見を述べることができること。

#### (2) 選任プロセス




#### (3) 解任基準

指名委員会において、選任基準を満たさないことが明らかになり、取締役会がその結果を検証し、適正であると判断した場合は、業務執行職を解職し、又は執行役員を解任する。なお、さらなる処置の必要性に関して指名委員会で審議する。

## ご参考 社外役員の独立性基準（概要）

当社は、社外役員の独立性について客観的に判断するため、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」をはじめその他の金融商品取引所や議決権行使助言機関等の独立性基準を参考に、独自の「社外役員の独立性基準」を策定しております。以下のいずれにも該当しないことを確認した社外役員を、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として選出しております。

**株主との関係**

①当社の主要株主（10%以上）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人

②最近5年間において、当社の現在の主要株主の役員又は使用人であった者

③当社が主要株主である会社の取締役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人である者

**取引先企業との関係**

①当社又は現在の子会社を主要な取引先とする者（直近の年間連結総売上高の2%以上）

②最近3年間において、当社又は現在の子会社を主要な取引先としていた者

③当社の主要な取引先である者、また最近3年間において、当社の主要な取引先であった者

**経済的利害関係**

当社又は現在の子会社から取締役、監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の現在の取締役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人である者

**専門的サービス提供者**

①当社又は現在の子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員である者

②上記に該当しない公認会計士、税理士又は弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社又は現在の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者

**近親者**

①当社又は現在の子会社の業務執行取締役又は執行役員、主要株主、主要取引先、大口債権者の役員等の二親等内の親族又は同居の親族

②二親等内の親族又は同居の親族が、当社又は現在の子会社の会計監査人、監査法人の社員又はパートナーである者

③二親等内の親族又は同居の親族が、弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又は現在の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者に該当する者

④当社又は現在の子会社から取締役、監査役を受け入れている会社の取締役、会計参与、執行役、執行役員である者の二親等内の親族又は同居の親族である者

（注）上記内容は当社の定める「社外役員の独立性基準」の規則を厳密に記載したものではありません。

以　上

# メ　モ　欄

# 1. 会社の理念及びビジョン

当社グループの経営理念は、「従業員の幸福」、「地域社会への貢献」、「株主に対する配当責任」の3原則を実践することです。グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが企業の社会的責任であり、経営の使命と考えております。

当社のビジョンは、お客様から信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーになることであり、市場のニーズに合ったスマート商品を創出し、あらゆる市場で私たちがつくった商品を使用していただくことで事業を拡大、経済価値を高めていきます。また、増加・高度化するステークホルダーからの要求や期待に応えて社会的責任を果たすことで信頼を得て、社会価値を高めていきたいと考えております。

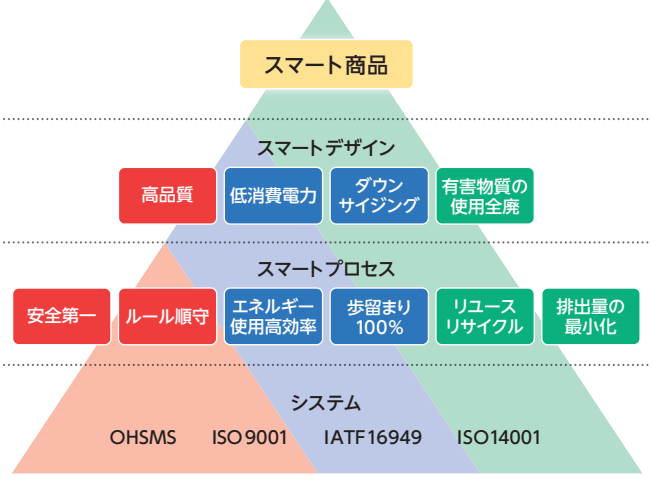
これらを実現するため、安全で高品質なスマート商品を開発・生産・販売し、労働・人権・安全衛生・環境・倫理という企業での取り組みにおいても責任をもち、活動を継続実施していきます。

## 太陽誘電グループの経営理念

従業員の幸福　　地域社会への貢献　　株主に対する配当責任

## TAIYO YUDEN Vision

**お客様から信頼され、感動を与える**
**エクセレントカンパニーへ**



# 2. 当社グループ(企業集団)の現況に関する事項

## (1)事業の経過及びその成果

当期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)における当社グループを取り巻く経営環境は、アジアや欧州で弱さがみられるものの世界経済全体として緩やかな回復が続いていましたが、2020年に入り新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により、経済活動が抑制され急速に世界景気が減速するという状況で推移いたしました。先行きについては、当面、感染症の影響が続くと見込まれ、世界景気がさらに下振れするリスクが高まっています。

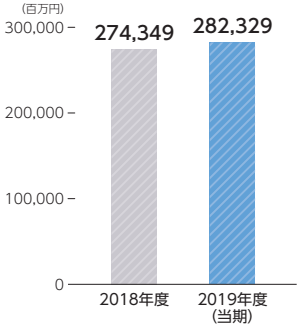
当社グループは、研究開発力や生産技術の強みを活かした最先端商品及び高信頼性商品に加え、コア技術を活かしたソリューションビジネスを軸に、自動車、情報インフラ、産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギーなどの注力市場を攻略することにより、中期目標の達成及び経営ビジョンの実現を目指しています。さらに、収益性の向上や将来の部品需要の増加に応える体制を構築するため、ものづくり力の強化を進めています。生産能力の増強に加え、要素技術の高度化と生産工法の変革を進めることで、生産効率の向上を加速していきます。当期においては電子化・電装化が進行する自動車向け、通信システムの高度化やIoTの進展に伴い高性能化が進む基地局通信装置・データセンタなどの情報インフラ向けに注力しました。大型・高耐圧・高信頼の部品需要が増加する中で、当社は商品ラインアップと生産能力を拡大し供給責任を果たすことで売上の増加につなげることができました。

当期の連結売上高は2,823億29百万円(前期比2.9%増)、営業利益は371億76百万円(前期比5.5%増)となりました。経常利益は、為替差損14億4百万円などにより351億65百万円(前期比2.4%増)となりました。また、子会社のエルナー株式会社にかかるのれんの減損損失と独占禁止法関連損失、2019年10月に発生した台風19号の影響で浸水被害が発生した子会社の福島太陽誘電株式会社にかかる災害による損失など特別損失128億63百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は180億22百万円(前期比23.9%減)となりました。

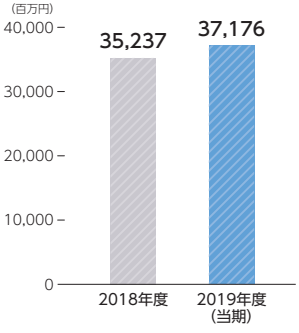
当期における期中平均の為替レートは1米ドル109.06円と前期の平均為替レートである1米ドル110.49円と比べ1.43円の円高となりました。

### 当社グループの業績

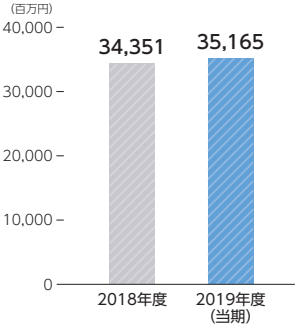
#### 売上高



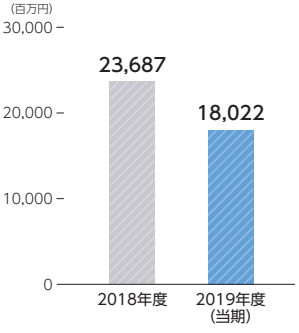

#### 営業利益




#### 経常利益



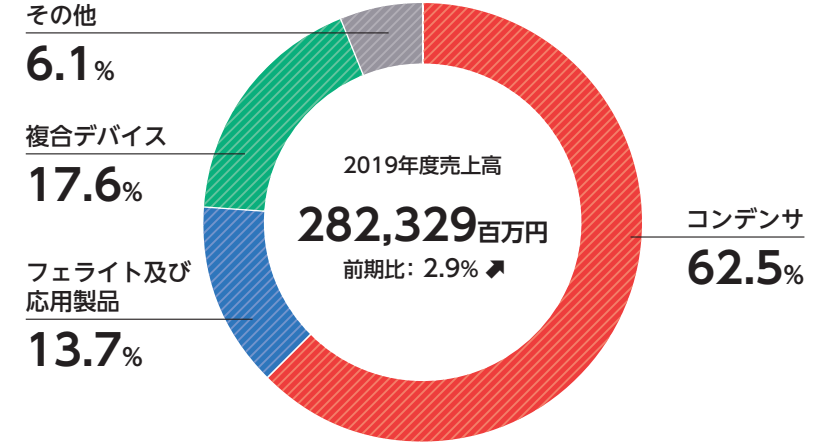

#### 親会社株主に帰属する当期純利益



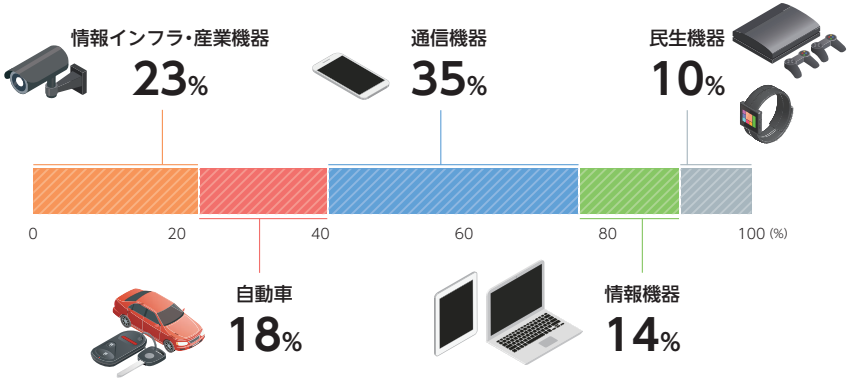
## (2) 主要な事業内容(2020年3月31日現在)

### 当社グループの製品別の状況

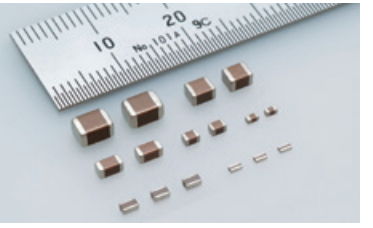
▶ 製品別売上高構成比




▶ 用途分野別売上高構成比



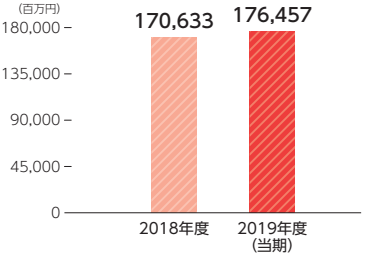

## コンデンサ



主要製品
- 積層セラミックコンデンサ

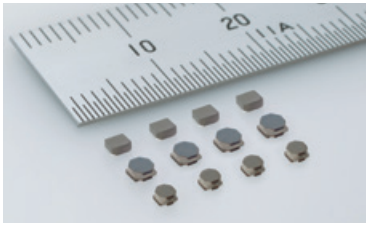
売上高 **176,457百万円**

前期比: 3.4%



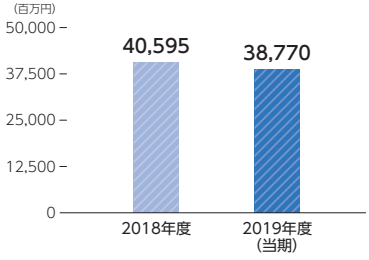

情報機器向け、通信機器向け、自動車向け、情報インフラ・産業機器向けの売上が前期に比べ増加したことにより、売上高は1,764億57百万円(前期比3.4%増)となりました。

## フェライト及び応用製品



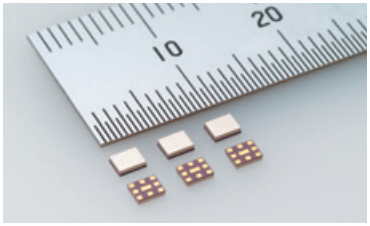
**主要製品**
- 巻線インダクタ
- 積層チップインダクタ

**売上高** **38,770百万円**
**前期比：4.5%↘**



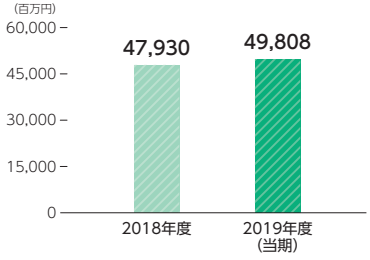

民生機器向け、情報機器向け、通信機器向け、情報インフラ・産業機器向けなどの売上が前期に比べ減少したことにより、売上高は387億70百万円（前期比4.5%減）となりました。

## 複合デバイス



**主要製品**
- モバイル通信用デバイス（FBAR/SAW）
- 電源モジュール
- 高周波モジュール
- 部品内蔵配線板「EOMIN™（イオミン）」
- 関係会社における実装事業

**売上高** **49,808百万円**
**前期比：3.9%↗**



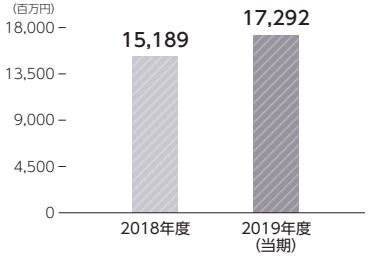

モバイル通信用デバイス（FBAR/SAW）などの売上が前期に比べ増加したことにより、売上高は498億8百万円（前期比3.9%増）となりました。

## その他



**主要製品**
- アルミニウム電解コンデンサ
- エネルギーデバイス

**売上高** **17,292百万円**
**前期比：13.8%↗**




子会社のエルナー株式会社（前期の第2四半期より計上）のアルミニウム電解コンデンサなどが加わり、売上高は172億92百万円（前期比13.8%増）となりました。

## (3)財産及び損益の状況の推移

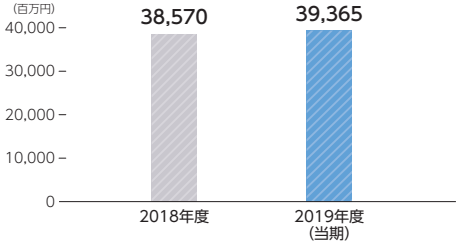
| 区分 | | 2015年度(第75期) | 2016年度(第76期) | 2017年度(第77期) | 2018年度(第78期) | 2019年度(第79期)当期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | (百万円) | 240,385 | 230,716 | 244,117 | 274,349 | **282,329** |
| 営業利益 | (百万円) | 23,370 | 12,385 | 20,221 | 35,237 | **37,176** |
| 売上高営業利益率 | ( % ) | 9.7 | 5.4 | 8.3 | 12.8 | **13.2** |
| 経常利益 | (百万円) | 22,263 | 11,200 | 20,553 | 34,351 | **35,165** |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (百万円) | 14,751 | 5,428 | 16,355 | 23,687 | **18,022** |
| 包括利益 | (百万円) | 3,571 | 3,092 | 18,245 | 21,084 | **11,350** |
| 総資産 | (百万円) | 268,380 | 271,149 | 287,170 | 328,861 | **343,122** |
| 純資産 | (百万円) | 153,381 | 154,150 | 170,118 | 205,953 | **210,454** |
| 1株当たり当期純利益 | ( 円 ) | 125.27 | 46.08 | 138.80 | 189.93 | **143.04** |
| 1株当たり純資産額 | ( 円 ) | 1,299.75 | 1,305.96 | 1,440.79 | 1,609.72 | **1,672.40** |
| 自己資本比率 | ( % ) | 57.1 | 56.8 | 59.1 | 62.5 | **61.2** |
| 自己資本利益率 | ( % ) | 9.7 | 3.5 | 10.1 | 12.6 | **8.7** |
| 株価収益率 | ( 倍 ) | 8.8 | 30.5 | 13.0 | 11.5 | **20.0** |
| 配当性向 | ( % ) | 12.0 | 43.4 | 14.4 | 11.1 | **18.2** |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | (百万円) | 38,278 | 29,692 | 33,944 | 42,967 | **52,434** |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | (百万円) | △35,374 | △28,806 | △26,918 | △33,581 | **△40,874** |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | (百万円) | △2,050 | △4,342 | 953 | △1,603 | **△4,851** |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | (百万円) | 39,944 | 36,094 | 43,837 | 51,654 | **57,285** |
| 研究開発費 | (百万円) | 9,024 | 10,008 | 10,574 | 13,039 | **12,921** |
| 設備投資額 | (百万円) | 41,261 | 33,161 | 24,549 | 38,570 | **39,365** |
| 減価償却費 | (百万円) | 23,767 | 24,908 | 25,589 | 26,547 | **27,022** |

## (4)設備投資、資金調達の状況、主要な借入先

### ①設備投資の状況

当期の設備投資は、検収ベースで393億65百万円(前期385億70百万円)を実施しました。主な投資内容は、自動車、情報インフラ、スマートフォン等に向けて旺盛な需要が継続している積層セラミックコンデンサの生産能力増強が中心です。より一層進展する自動車の電装化、5G(第5世代移動通信システム)の普及に伴う情報インフラの拡大等も見越し、引き続き積極的な設備投資を実施する予定です。

**設備投資額**




### ②資金調達の状況

当期は、長期借入として90億円の資金調達を行いました。また、財務の安定性のため、期間3年のコミットメントライン100億円の借入枠を設定しておりますが、2020年3月31日現在未使用です。

### ③主要な借入先の状況(2020年3月31日現在)

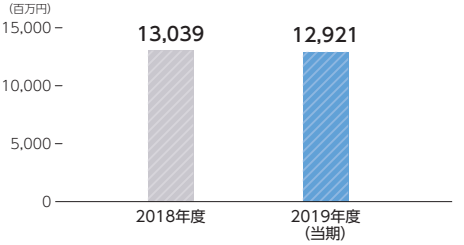
| 借入先 | 借入額(百万円) |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 20,500 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 9,400 |
| 株式会社伊予銀行 | 9,300 |
| 株式会社みずほ銀行 | 6,500 |
| 株式会社群馬銀行 | 4,225 |

## (5)研究開発の状況

当期の研究開発費は、129億21百万円です。

当社グループは、素材の開発から出発して製品化を行うことを信条とし、創業以来培ってきた当社グループ独自の要素技術にさらに磨きをかけ、エレクトロニクス機器の進化に貢献する電子部品を創出するべく、研究開発活動を進めています。また、高品質で環境負荷の低減を実現するスマート商品の開発と安定供給に取り組んでいます。研究開発活動を通じて、スマート商品をより高い水準で実現することにより、「お客様から信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーへ」というビジョンの実現を目指しています。

**研究開発費**




自動車、情報インフラ、産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギーなどの注力市場向けには、高信頼性商品及びソリューション型商品の開発に取り組んでいます。特に、電子化・電装化が進行する自動車向け、IoTの進展に伴い高性能化が進む基地局通信装置やデータセンタなどの情報インフラ向けでは、大型・高耐圧などの高信頼性商品の開発に注力しています。また、スマートフォンなどに代表される通信機器向けでは、機器の高機能・高性能化、電子部品の高密度実装化に寄与する最先端商品の開発を推進しています。

コンデンサでは、小型、薄型、大容量、高信頼性の積層セラミックコンデンサの開発に注力しています。誘電体の材料技術、薄層・大容量化技術及び超小型品生産技術等を高度化することにより、最先端の積層セラミックコンデンサを開発し続けています。

フェライト及び応用製品では、小型、薄型、大電流対応のインダクタに加え、自動車・情報インフラをターゲットとした大型、高信頼性のインダクタの開発に取り組んでいます。材料開発、巻線・積層プロセス技術を高度化させることで、競争力ある商品を開発しています。

複合デバイスでは、モバイル通信用デバイス(FBAR/SAW)の技術を高めた新商品の開発、5G(第5世代移動通信システム)に向けた次世代商品の開発、注力市場に向けて当社のコア技術を融合したソリューション型商品の開発に注力しています。

その他、注力市場へ向けてエネルギーデバイスの商品開発に注力しています。

## (6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (7) 対処すべき課題

当社は、BCP(事業継続計画)に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、従業員や取引先をはじめとするステークホルダーの皆様の健康と安全を確保するため、各種対応策などを実施しています。

国内外の生産拠点においては、各国政府及び自治体の指示や指導に従いながら、感染防止策を徹底した上で生産活動を継続しています。また、生産部門以外の従業員につきましては、各国政府及び自治体の感染拡大防止に関する指示や要請に基づき、在宅勤務などを実施することで業務の遂行と感染リスクの低減に取り組んでいます。

今回の新型コロナウイルスによる非常事態により、社会の在り方や経営環境にさまざまな変化が生じています。当社グループは572億85百万円の現金及び現金同等物を有し、自己資本比率は61.2%と健全な財務体質を維持しております。さらに、2020年5月12日時点において、複数の金融機関との間で締結しているコミットメントライン契約額は300億円であり、不測の事態への対応手段を確保して事業を継続していきます。また、電子部品の安定供給を通して社会基盤や人々の生活の維持向上への貢献に努めます。

中長期の観点では、自動車、情報インフラ、産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギー市場において電子部品の需要が拡大し、今まで以上に高い品質、高い信頼性が求められます。また、スマートフォンなどの通信機器では、機器の高機能・高性能化、通信方式の進化、電子部品の高密度実装化に伴い、小型・薄型で特性の良い最先端の電子部品が数多く求められます。

当社はこのような市場に対して、機器の技術進化に貢献できる競争優位性の高い最先端商品をいち早く開発していきます。自動車、情報インフラ、産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギー市場を注力すべき市場と位置付け、高信頼性商品の販売推進、システムソリューション提案の強化、商流の拡大と多角化に努めています。さらに、安定的な供給を実現するために国内外の生産能力を増強し、販売拡大につなげていきます。また、ものづくり力の向上と高効率生産に努め、海外生産拠点の最大活用を図ることで、コスト低減や為替変動影響を受けにくい体制を整えていきます。

当社は、経済価値を高めていくと同時に、ステークホルダーの皆様からの要求や期待に応え社会的責任を果たすことで社会価値を高めていきたいと考えています。製品の安全・品質に加え、労働・人権、安全衛生、環境、倫理といった取り組みにおいても責任をもち活動しています。

## (8) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつと位置付けており、配当の安定的な増加に努めることを基本とし、自己株式の取得等も含めた総還元性向30%を目標としております。

| 区分 | | 2015年度<br>(第75期) | 2016年度<br>(第76期) | 2017年度<br>(第77期) | 2018年度<br>(第78期) | **2019年度<br>(第79期)<br>当期** |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **1株当たり配当金** | ( 円 ) | 15.00 | 20.00 | 20.00 | 21.00 | **26.00** |
| **配当総額** | (百万円) | 1,766 | 2,356 | 2,356 | 2,680 | **3,263** |
| **総還元性向** | ( % ) | 12.0 | 43.4 | 14.4 | 24.0 | **40.3** |

## (9)政策保有株式の基本方針

### ①政策保有株式の保有方針

当社は、政策保有株式について、取引・協業関係の維持、強化、それを通じた中長期的な企業価値向上と持続的な発展に資すると認められる場合に限り、取締役会の決定をもって保有します。

### ②保有の合理性を検証する方法及び取締役会等における検証の内容

取締役会は、毎年、保有するすべての政策保有株式についてその保有意義を総合的に判断し、保有の妥当性を検証しています。保有の妥当性が認められない株式については、売却をして縮減を図ります。取締役会における検証の結果、当期においては、3銘柄を売却しております。

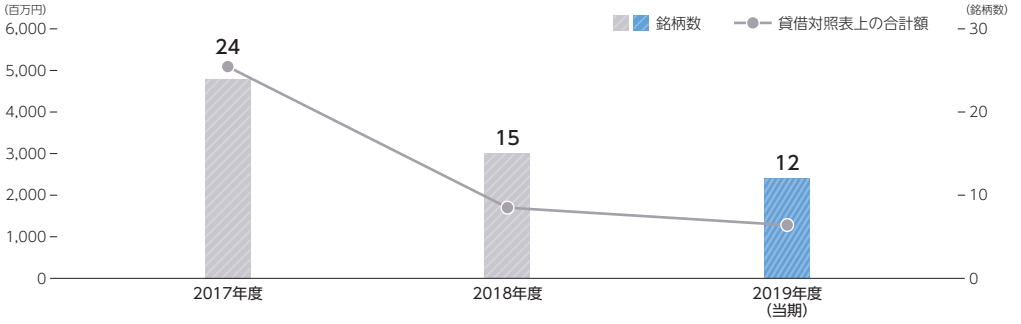
### ③議決権行使の方針

保有株式の議決権行使については、当該企業が法令違反や反社会的行為を行っていないこと、議案が株主にとって健全な経営に資する内容であることなどを総合的に判断した上で、適切に行使します。

### ④政策保有株式の貸借対照表上の合計(2020年3月31日現在)

| 区分 ＼ 年度 | | 2017年度(第77期) | 2018年度(第78期) | **2019年度(第79期)** |
|---|---|---|---|---|
| **銘柄数** | | 24 | 15 | 12 |
| **貸借対照表上の合計額** | (百万円) | 5,093 | 1,701 | 1,283 |
| **連結貸借対照表に占める割合** | (%) | 1.7 | 0.5 | 0.3 |

(注)表示単位未満は切り捨てて表示しております。



**⑤政策保有株式（上場株式）銘柄**（2020年3月31日現在）

| 銘　柄 | 株式数（株） | 貸借対照表計上額（百万円） | 保有目的 | 当社株式の保有有無 |
|---|---|---|---|---|
| 京セラ株式会社 | 105,000 | 672 | 主要商品に使用する部材の購入を主体とした取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。 | 有 |
| 住友金属鉱山株式会社 | 135,500 | 300 | 主力商品に使用する電子材料の購入を主体とした取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。 | 有 |
| 株式会社リョーサン | 45,600 | 108 | 資材調達及び当社製品の販売等の取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。 | 有 |
| 株式会社伊予銀行 | 142,000 | 77 | 金融取引を行っており、事実上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。 | 有 |
| 堺化学工業株式会社 | 37,800 | 67 | 主力商品に使用する電子材料の購入を主体とした取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。 | 有 |
| 株式会社東和銀行 | 38,600 | 24 | 金融取引を行っており、事実上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。 | 有 |
| 第一実業株式会社 | 4,800 | 16 | 主力商品の製造装置の購入を主体とした取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。 | 有 |
| 日清紡ホールディングス株式会社 | 19,500 | 14 | 主力商品に使用する部材の購入を主体とした取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。 | 有 |

（注）上記は当社の政策保有株式のうち、上場株式を記載しております。

## (10)重要な子会社の状況(2020年3月31日現在)

### ①重要な子会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 資本金 | 出資比率(%) | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|---|
| 台湾太陽誘電股份有限公司 | 台湾 | 333百万NT$ | 100.0 | 電子部品の販売 |
| 韓国太陽誘電株式会社 | 韓国 | 10,000百万WON | 100.0 | 電子部品の販売 |
| 韓国慶南太陽誘電株式会社 | 韓国 | 61,884百万WON | 100.0 | 電子部品の製造 |
| 香港太陽誘電有限公司 | 香港 | 20,400千HK$ | 100.0 | 電子部品の販売 |
| 太陽誘電(廣東)有限公司 | 中国 | 85,550千US$ | 100.0 (9.3) | 電子部品の製造 |
| 太陽誘電(上海)電子貿易有限公司 | 中国 | 223千US$ | 100.0 (10.3) | 電子部品の販売 |
| TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE. LTD. | シンガポール | 18,555千S$ | 100.0 | 電子部品の販売 |
| TAIYO YUDEN (PHILIPPINES) ,INC. | フィリピン | 490百万P.P. | 100.0 | 電子部品の製造 |
| TAIYO YUDEN (SARAWAK) SDN.BHD. | マレーシア | 100百万MYR | 100.0 | 電子部品の製造 |
| TAIYO YUDEN (U.S.A.) INC. | アメリカ | 3,154千US$ | 100.0 | 電子部品の販売 |
| TAIYO YUDEN EUROPE GmbH | ドイツ | 1,000千EUR | 100.0 | 電子部品の販売 |
| 新潟太陽誘電株式会社 | 新潟県 | 1,000百万円 | 100.0 | 電子部品の製造 |
| 太陽誘電ケミカルテクノロジー株式会社 | 群馬県 | 100百万円 | 100.0 | 電子部品の製造販売 |
| 福島太陽誘電株式会社 | 福島県 | 100百万円 | 100.0 | 電子部品の製造 |
| 和歌山太陽誘電株式会社 | 和歌山県 | 100百万円 | 100.0 | 電子部品の製造 |
| 太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社 | 東京都 | 100百万円 | 100.0 | 電子部品の製造 |
| エルナー株式会社 | 東京都 | 100百万円 | 100.0 | 電子部品の開発販売 |

(注1) 出資比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。
(注2) 当社の連結子会社は、上記の「重要な子会社の状況」に記載の17社を含め34社、持分法適用関連会社は1社、持分法非適用関連会社は4社であります。
(注3) 当期の連結業績につきましては、前記の「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
(注4) エルナー株式会社は、2019年10月7日付で本店所在地を神奈川県から東京都に変更しております。また、2020年3月27日付で資本金の額を65億11百万円から100百万円に減少しております。

### ②特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (11)主要な営業所及び工場(2020年3月31日現在)

### ① 当社の主な事業所

| 拠点名 | 事業所名 | 所在地 |
|---|---|---|
| 統括拠点 | 本社 | 東京都中央区 |
| | 高崎グローバルセンター | 群馬県高崎市 |
| 販売拠点 | 仙台営業所 | 宮城県仙台市 |
| | 首都圏営業所 | 東京都中央区 |
| | 群馬営業所 | 群馬県高崎市 |
| | 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市 |
| | 関西営業所 | 大阪府大阪市 |
| | 福岡営業所 | 福岡県福岡市 |
| 生産拠点 | 榛名工場 | 群馬県高崎市 |
| | 中之条工場 | 群馬県吾妻郡 |
| | 玉村工場 | 群馬県佐波郡 |
| | 八幡原工場 | 群馬県高崎市 |
| 開発拠点 | R&Dセンター | 群馬県高崎市 |

### ②重要な子会社の主な事業所

前記の「(10)重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

## (12)従業員の状況(2020年3月31日現在)

### ①当社グループの従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|---|---|
| 21,723名 | 423名増 |

### ②当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 2,785名 | 104名増 | 42.5歳 | 18.2年 |

(注) 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員は含まれておりません。

## (13)その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

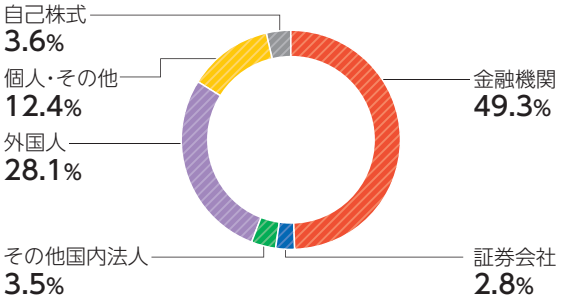
# 3. 株式の状況(2020年3月31日現在)

**(1)発行可能株式総数** 300,000,000株

**(2)発行済株式の総数** 130,218,481株
(自己株式4,715,775株を含む。)

**(3)株主数** 26,335名

**所有者別株式分布状況**




(注) 表示単位未満は切り捨てて表示しております。

**(4)大株主**(上位10名)

| | 株　主　名 | 所有株式数(株) | 持株比率(%) |
|---|---|---|---|
| 1 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 27,240,900 | 21.7 |
| 2 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 13,510,000 | 10.7 |
| 3 | BBH BOSTON CUSTODIAN FOR NEXT GENERATION CONNECTIVITY FUND A SERIES TRUST 620818 | 4,783,000 | 3.8 |
| 4 | 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) | 3,002,000 | 2.3 |
| 5 | 株式会社伊予銀行 | 3,000,100 | 2.3 |
| 6 | GOLDMAN, SACHS& CO. REG | 2,544,878 | 2.0 |
| 7 | 株式会社三井住友銀行 | 2,000,000 | 1.5 |
| 8 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 1,989,900 | 1.5 |
| 9 | 公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金 | 1,916,640 | 1.5 |
| 10 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 1,811,000 | 1.4 |

(注1) 当社は、自己株式4,715,775株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
(注2) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
(注3) 表示単位未満は切り捨てて表示しております。

**(5)その他株式に関する重要な事項**

当社は、2019年5月13日開催の取締役会の決議により、以下のとおり自己株式を取得しました。

| | |
|---|---|
| 取得期間 | 2019年6月1日～2019年6月14日 |
| 取得した株式の総数 | 2,170,500株 |
| 株式の取得価額の総額 | 3,999,991,100円 |

(注) 取得期間及び取得自己株式は約定ベースで記載しております。

# 4. 新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

# 5. 会社役員に関する事項(2020年3月31日現在)

## (1)取締役及び監査役の氏名等

| 氏 名 | 地 位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 登 坂 正 一 | 代表取締役社長 | — |
| 増 山 津 二 | 取締役専務執行役員 | 経営企画担当 |
| 佐 瀬 克 也 | 取締役専務執行役員 | 第一事業担当 |
| 髙 橋 修 | 取締役常務執行役員 | 第三事業担当 |
| 梅 澤 一 也 | 取締役常務執行役員 | 営業、新事業推進担当 |
| 平 岩 正 史 | 社外取締役<br>(独立役員) | 大原法律事務所　弁護士 |
| 小 池 精 一 | 社外取締役<br>(独立役員) | — |
| 浜 田 恵美子 | 社外取締役<br>(独立役員) | 国立研究開発法人科学技術振興機構　研究成果最適展開支援プログラム<br>第3分野プログラムオフィサー<br>国立大学法人名古屋工業大学　非常勤講師<br>国立大学法人名古屋大学　客員教授<br>日本碍子株式会社　社外取締役 |
| 中 野 勝 薫 | 常勤監査役 | — |
| 三 宿 俊 雄 | 常勤監査役 | — |
| 吉 武 一 | 常勤社外監査役<br>(独立役員) | 明治大学専門職大学院　兼任講師<br>日本内部監査協会　理事 |
| 藤 田 知 美 | 社外監査役<br>(独立役員) | 弁護士法人イノベンティア　弁護士<br>日本ライセンス協会　副会長<br>京都大学法科大学院　非常勤講師<br>株式会社タクマ　社外取締役(監査等委員) |

(注1) 取締役　平岩正史氏、同　小池精一氏、同　浜田恵美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
(注2) 監査役　吉武 一氏、同　藤田知美氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
(注3) 取締役　平岩正史氏、監査役　藤田知美氏は、弁護士の資格を有しております。
(注4) 監査役　中野勝薫氏は、業務経験において財務及び会計に相当程度の知見を有しております。
　　監査役　吉武 一氏は、金融機関での業務経験において財務及び会計に相当程度の知見を有しております。
(注5) 社外役員が兼職している各法人等と当社との間に特別の利害関係はありません。
(注6) 当事業年度における取締役及び監査役の異動は以下のとおりであります。
　　取締役　梅澤一也氏及び浜田恵美子氏は、2019年6月27日開催の第78期定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
　　監査役　三宿俊雄氏及び藤田知美氏は、2019年6月27日開催の第78期定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
　　監査役　外丸　隆氏及び山川一陽氏は、2019年6月27日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任しました。
(注7) 取締役　浜田恵美子氏は、2020年3月31日付けで国立大学法人名古屋大学 客員教授を退職しました。

## (2)取締役及び監査役の報酬等

### ①役員報酬等の決定方針及び当該方針の内容

#### 1. 決定方針

(1)業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主との価値を共有します。
(2)グローバルな競争力のある優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とします。
(3)説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とします。

#### 2. 役員報酬の決定のプロセス及び内容

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は、社長、社外取締役及び監査役1名で構成され、審議の客観性を確保するため、委員長は独立社外取締役が務め、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議、答申を行っております。

なお、報酬の具体的決定につきましては、株主総会でご承認をいただいた報酬枠の範囲内で、当社の定める規定に基づいて金額を算出し、報酬委員会での審議、答申後、取締役の報酬は取締役会で審議され、監査役の報酬は監査役会で協議されます。

**役職別の報酬構成**

| | |
|---|---|
| 業務執行取締役 | • 「基本報酬」、「業績連動賞与」、「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。<br>• 「業績連動賞与」において目標を達成した場合は、基本報酬40%、業績連動賞与40%、株式報酬20%の報酬構成比となるよう設計しております。 |
| 社外取締役 | 独立性の観点から業績連動型報酬は支給せず、「基本報酬」のみを支給しております。 |
| 監査役 | 順法監査を行う立場であることを鑑み、「基本報酬」のみを支給しております。 |

**報酬体系**

| 報酬等の種類 | 報酬項目 | 報酬等の内容 | 給付の形式 |
|---|---|---|---|
| 基本報酬 | 固定報酬 | • 経済情勢、当社の成長力等を考慮した報酬水準とします。<br>• 役割責任に応じた固定報酬として支給します。 | 金銭 |
| 業績連動賞与 | 業績連動報酬<br>(単年度) | • 年度毎の全社業績達成への責務から、企業価値・株主価値向上に対する要素をより明確に報酬に連動させるため、連結純利益を指標としています。<br>• 連結純利益を基準に算出した理論総原資額を役位に応じた比率で配分し、これに担当組織の業績評価及び個人の戦略的行動評価による係数を掛けることで、賞与額を決定します。なお、理論総原資額は、当期連結純利益の0.76%です。 | 金銭 |
| 株式報酬型<br>ストックオプション | 株式報酬<br>(中長期) | • 株主との価値共有及び取締役の株価への意識付けによる、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして導入しています。<br>• 役位毎に定められた新株予約権を付与します。 | 株式<br>(新株予約権) |

### ②当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| | 支給人員及び支給総額 | | 内訳 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 基本報酬 | | 業績連動賞与 | | 株式報酬型ストックオプション | |
| | 人数（名） | 総額（百万円） | 人数（名） | 総額（百万円） | 人数（名） | 総額（百万円） | 人数（名） | 総額（百万円） |
| 取締役 | 8 | 333 | 8 | 168 | 5 | 96 | 5 | 68 |
| 監査役 | 6 | 81 | 6 | 81 | — | — | — | — |
| 合　計<br>（うち社外役員） | 14<br>(6) | 415<br>(54) | 14<br>(6) | 249<br>(54) | 5<br>(—) | 96<br>(—) | 5<br>(—) | 68<br>(—) |

（注1）支給人員には、在籍者数ではなく、当期に係る報酬等の支給対象者数を記載しております。
（注2）取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第78期定時株主総会において年額7億円以内、監査役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第75期定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいております。
（注3）上記の記載金額の合計は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (3)責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しております。

当該契約の締結者及び契約内容の概要は、以下のとおりです。

| 締結者 | 契約内容の概要 |
|---|---|
| 社外取締役　平岩正史 | 任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。 |
| 社外取締役　小池精一 | |
| 社外取締役　浜田恵美子 | |
| 社外監査役　吉武　一 | |
| 社外監査役　藤田知美 | |

## (4)社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

前記の「(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

### ②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

### ③当期における社外役員の主な活動状況

| 区分・氏名 | 出席状況 | | | | 主な活動状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 取締役会 | 監査役会 | 指名委員会（任意） | 報酬委員会（任意） | |
| 取締役<br>平　岩　正　史 | 100%<br>(18回／18回) | — | 100%<br>(3回／3回) | 100%<br>(1回／1回) | 任意の指名委員会の委員長を務めております。取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っております。 |
| 取締役<br>小　池　精　一 | 100%<br>(18回／18回) | — | 100%<br>(3回／3回) | 100%<br>(1回／1回) | 任意の報酬委員会の委員長を務めております。取締役会その他重要会議に出席し、企業経営及び技術・研究開発に関する幅広い知識と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っております。 |
| 取締役<br>浜　田　恵美子 | 92.3%<br>(12回／13回) | — | 100%<br>(3回／3回) | 100%<br>(1回／1回) | 取締役会その他重要会議に出席し、研究者として産学官連携に携わった経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っております。 |
| 監査役<br>吉　武　　一 | 100%<br>(18回／18回) | 100%<br>(22回／22回) | 100%<br>(3回／3回) | — | 取締役会その他重要会議に出席し、監査業務及び内部統制に関する専門的見地と高い見識に基づき、取締役会等の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、常勤監査役として、本部監査や当社グループの現地往査を行うなど、監査機能を発揮しております。 |
| 監査役<br>藤　田　知　美 | 100%<br>(13回／13回) | 100%<br>(13回／13回) | — | — | 取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、法律の知識・経験を活かして適宜必要な発言を行っております。 |

(注) 取締役 浜田恵美子氏、監査役 藤田知美氏につきましては、2019年6月27日の就任以降の出席状況を記載しております。

## (5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 6. 会計監査人の状況

## (1)会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

## (2)当期に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額(百万円) |
|---|---|
| ①当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額 | 72 |
| ②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 86 |

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
(注2) 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、有限責任 あずさ監査法人以外の公認会計士又は監査法人が監査をしております。

## (3)会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人に対する監査報酬が会社の規模、複雑性、リスクに照らして合理的な水準であるかを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## (4)非監査業務の内容

該当事項はありません。

## (5)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

## (6)現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

## (7)過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

## (8)責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (9)辞任した会計監査人又は解任された会計監査人の氏名等に関する事項

該当事項はありません。

# 7. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容及び運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した内容（基本方針）及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

## 1. 取締役並びに執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制

**基本方針の決議の内容**

(1) 取締役会は、法令並びに定款及び「取締役会規則」その他の社内規則等に従い重要事項を決議する。
(2) 取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、取締役の職務の執行を監督する。
(3) 監査役は、取締役会の決議並びに取締役及び執行役員の職務の執行の適正性を監査する。
(4) 当社グループのコンプライアンス活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、コンプライアンスマネジメントシステムに従いコンプライアンス活動を継続実施する。
(5) 内部通報制度の運用により、当社グループのコンプライアンス問題を早期に発見し、調査、是正措置を行い問題の再発を防止する。
(6) 株主及び投資家に対して、当社グループにかかわる企業情報等を迅速、かつ適切に開示する。
(7) 反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
(8) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に基づく内部統制を整備、運用する。
(9) 子会社の業務遂行の内容については、当社関連事業部門が窓口となりその状況を把握すると共に、重要事項については、当社の「グループ経営ルール」に従い、十分な情報交換及び意見調整を行い、子会社の経営意思を尊重しつつ業務の適正性を確保する。

**運用状況の概要**

コンプライアンス活動を推進する体制として、内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、コンプライアンスマネジメントシステムに従い、PDCAサイクルを回し継続的に改善を図っています。

また、その運用状況は、定期的に内部統制委員会にて評価・検討が行われると共に、その内容を取締役会に報告し、統制の強化に努めております。

## 2. 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

**基本方針の決議の内容**

(1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書その他取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要な会議の議

事録を、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び各会議規則に基づき関連資料と共に適切に保存管理する。
(2) 当社は、取締役及び監査役が各会議規則の定めに従い、当該情報を常時閲覧できる環境を維持する。

**運用状況の概要**

取締役及び執行役員の職務の執行に係る主要な情報については、法令及び各会議規則に基づき、文書又は電磁的媒体により保存・管理を行っております。なお、電磁的媒体に記録された株主総会議事録及び取締役会議事録など重要なものについては、暗号化処理を行うなどセキュリティ対策を実施しております。

### 3. 当社の損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

**基本方針の決議の内容**

(1) リスク管理活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、リスク分類別に責任者を定め、リスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定・実施及び対策状況の監視・見直しからなるグループリスクマネジメントシステムに従い、リスク管理活動を継続実施する。
(2) 当社の「グループ事業継続対策規定」に従い、自然災害を含むリスクの発生による事業活動への影響を予め想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組む。事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるように整備したBCP(事業継続計画)に従い対策を講ずる。

**運用状況の概要**

リスク管理活動を推進する体制として、内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、グループリスクマネジメントシステムに従い、PDCAサイクルを回し継続的に改善を図っています。また、その運用状況は、定期的に内部統制委員会にて評価・検討が行われると共に、その内容を取締役会に報告し、統制の強化に努めております。さらに、災害等の発生に備えてBCP(事業継続計画)の整備や訓練を行うほか、必要に応じてリスク分散措置及び保険付保を行っております。

### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

**基本方針の決議の内容**

(1) 取締役会による適切かつ、効率的な意思決定を図るため、業務執行にかかる重要事項及び人事関連事項等を審議する会議体を設置する。
(2) 業務執行取締役の職務の執行の効率性向上を図るため、執行役員を設置する。
(3) 内部統制システムに関して審議をし、その活動の評価を行う会議体として内部統制委員会を設置し、本決議の項目別に推進責任者を定める。内部統制委員会は、推進責任者から定期的に活動実績の報告を受け、取締役会に報告する。
(4) IT技術を活用したワークフロー、TV会議、情報共有、情報管理等の各システムを積極的に利用することで、意思決定プロセスの簡潔化、迅速化を図る。

**運用状況の概要**

取締役の職務の執行が効率的に行われるために、グループ経営にかかわる政策案件については経営執行会議で、グループ全体の人事、報酬等についてはTM(トップマネジメント)会議で十分議論し、取締役会に上程しております。なお、取締役会から委譲された事項については、各々の会議体において、適法性、合理性、経済性等を審議し、その結果が取締役会に報告されます。また、コーポレートガバナンス・コードの主旨に則り、取締役会資料の早期提供や要点整理、分析評価等の工夫に取り組むことで、運営効率向上及び審議の活性化を通じ監督機能の実効性確保にも努めております。加えて、監督と業務執行を行う者の役割責任を一層明確にするため執行役員制度を採用し、取締役会で決定された経営方針・戦略に基づいて、代表取締役の監督指揮のもと、担当部署の執行役員として機動的に業務執行に当たらせております。

## 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

**基本方針の決議の内容**

(1) 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  1) 子会社の業務遂行の状況については、当社の「グループ経営ルール」に基づき報告させ、当社の関連部門と情報共有を図る。
  2) 当社の執行役員又は使用人を子会社の取締役に就任させることにより、子会社の経営状況を把握する。

(2) 当社の子会社の損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制
  1) 子会社は、当社グループリスクマネジメントシステムに従い、子会社のリスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定及び実施、対策状況の監視・見直しを継続実施する。
  2) 子会社は、当社の「グループ事業継続対策規定」に従い、自然災害を含むリスクの発生により事業活動に影響を与える事態の発生を想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組み、事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるように整備したBCP(事業継続計画)に従い対策を講ずる。

(3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  1) 当社は、子会社の意思決定を効率的に行われるよう当社の「グループ経営ルール」を定め、子会社はこれを運用する。
  2) 当社の内部監査室は、子会社の業務が適正かつ、効率的に行われていることを独立した立場からモニタリングし、その結果を子会社に適切にフィードバックし、当社の代表取締役に報告すると共に、当社の監査役と情報共有を図る。

(4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1) 重要事項については、当社の「グループ経営ルール」に基づき、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備、維持する。
  2) コンプライアンス活動を推進する体制として当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目を担当する責任者を決め、コンプライアンスマネジメントシステムに従い活動を継続実施する。

**運用状況の概要**

子会社の業務執行については、「グループ経営ルール」に基づき報告させ、重要事項の決定に関しては、当社の関連部門と協議し事前承認を得ることで、子会社の業務の適正性を確保しております。また、子会社の取締役会の運営については、「グループ経営ルール」の見直しや周知徹底を行うなどにより統制管理の強化に努め、さらに適正に運営されていることを確認するため、監査役がモニタリングを行っております。子会社のコンプライアンス及びリスク管理に関しては、「グループCSR行動規範」並びにコンプライアンスマネジメントシステム及びグループリスクマネジメントシステムに従い、PDCAサイクル活動を実施、定期的に内部統制委員会で報告され、早期に状況把握を行い、合理的な管理体制の構築に役立てております。

さらに内部監査室は、年間計画に基づき子会社への内部監査を実施することにより、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況のモニタリングを行っております。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価結果については、会計監査人の監査を受けており、これらの内容については、当社の代表取締役へ報告すると共に監査役と情報共有しております。

## 6. 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

**基本方針の決議の内容**

(1) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項(取締役からの独立性、監査役の指示の実効性確保等)

1) 監査役会のもとに監査役の監査業務を補助する専任スタッフとして監査役会事務局員(以下「事務局員」という。)を置く。

2) 事務局員の人選、異動、人事考課、昇格、懲戒等は、監査役会と事前に協議し、同意を得る。

(2) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項

当社は、監査役の監査のための費用について、監査役の職務に必要ないと認められる場合を除き、これを負担する。

(3) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会は、監査役が経営に係る重要な会議に出席し、取締役の意思決定及び取締役、執行役員の職務の執行を監査することのできる体制を整備する。

2) 取締役会は、監査役が取締役並びに執行役員及び使用人と意思疎通を図って監査に必要な情報を適宜得ると共に、必要に応じて事業の報告を求め、関連する記録を閲覧することのできる体制を整備する。

3) 取締役会は、監査役が内部監査室と定期的に意見交換を行うと共に、緊密な連携をとることのできる体制を整備する。

4) 取締役会は、監査役が会計監査人と定期的に又は随時に意見交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることのできる体制を整備する。

**運用状況の概要**

取締役会は、監査役が経営に係る各種の重要会議に出席し、情報収集を行うことで取締役の経営判断のプロセス及び職務の執行状況を確認できる体制を整備しております。また、監査役が、内部統制委員会において、コンプライアンスやリスク管理上の課題について把握すること、取締役や執行役員又は使用人との意見交換や関連資料閲覧等を行うことで監査に必要な情報を入手できる体制を整備しております。

### 7. 当社の監査役への報告に関する体制

**基本方針の決議の内容**

(1) 当社の取締役並びに執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

1) 当社の取締役並びに執行役員及び使用人は、取締役の職務の執行に関して法令・定款・社内規則に違反する事実、その恐れがある著しく不当な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を認識した場合、速やかに監査役に報告する。
2) 当社の内部通報ルールに則り、当社の取締役並びに執行役員及び使用人から監査役へ直接通報する体制を整備、維持する。

(2) 当社の子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

1) 子会社は、その内部通報ルールに則り、取締役等の法令、社内規則違反等について、取締役等及び使用人から当社の監査役へ直接通報する体制を整備、維持する。
2) 取締役会は、常勤監査役と子会社の取締役等及び使用人と意思疎通を円滑化し、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。

(3) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、内部通報者保護の仕組みを社内ルールで定め、内部通報制度を利用した報告者が、不利益な措置を受けないよう防止体制を整備、維持する。

**運用状況の概要**

監査役への報告については、当社及び当社グループの内部通報制度の運用により、通報が監査役に報告される体制が整備されております。また、子会社の取締役会等において、取締役から監査役への報告・意見交換を行い、意思疎通を図ることのできる体制が整備されております。

## 8. 株式会社の支配に関する基本方針

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

## ご参考 コーポレートガバナンス

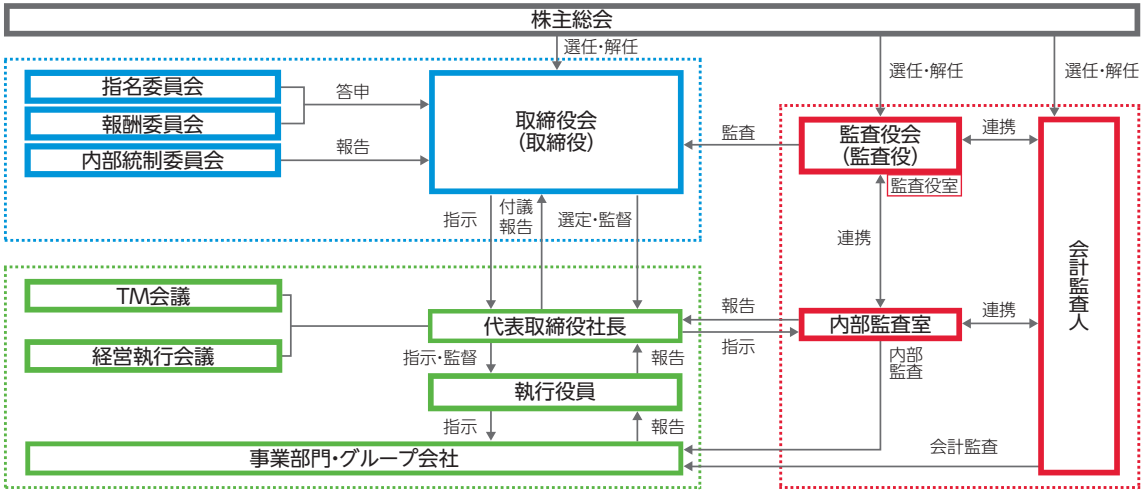
### 1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営理念である、「従業員の幸福」「地域社会への貢献」「株主に対する配当責任」の3原則の実践と、「お客様から信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーへ」というビジョンの実現に向け、グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが企業の社会的責任であり、経営の使命と考えております。

当社は、経営の透明性及び公正性を重視し、取締役会の監督のもと、適時適切な情報開示、コンプライアンスの徹底、迅速な意思決定と職務執行を行える体制と仕組みを構築するなど、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

**コーポレートガバナンス基本方針　https://www.yuden.co.jp/jp/ir/management/governance/**

**コーポレートガバナンス体制図**




(注) TM会議とは人事・組織の審議会議

## 2. コーポレートガバナンス体制

当社は監査役会設置会社であり、取締役会・監査役会・会計監査人の各機関を置いております。さらに当社は、社外取締役及び社外監査役全員を一般株主との間に利益相反が生じる恐れのない独立役員に指名し、監査役会や内部監査部門と密接に連携を図っていくガバナンス体制をとることで、監査役機能の有効活用、経営に対する監督機能の強化を図っております。

**取締役会**

**(1)取締役会の役割と責務**

①取締役会は、株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、株主、顧客、従業員、地域社会等、ステークホルダーの皆様に信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーとなる経営を目指します。

②取締役会は、長期的な視点を持ち、持続的な企業価値の向上を目的に、グループ全体の経営方針、経営戦略、経営計画、資本政策、内部統制に係る項目等の重要事項を十分に審議する時間を確保し決定します。

③取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、常に業務執行をモニタリングします。

**(2)取締役会の経営陣への委任**

①取締役会の効率的な意思決定を確保するため、グループ経営の業務執行にかかわる政策案件については経営執行会議で、グループ全体の人事、組織、報酬制度等についてはTM(トップマネジメント)会議で事前審議し、取締役会から委譲された事項は当該両会議で決定します。

②当社は、経営の監督と業務執行する者の役割責任を一層明確にするため、執行役員を置きます。執行役員は、取締役会で決定された経営方針・戦略に基づいて、社長の監督指揮のもと、担当部署の執行責任者として機動的に業務を執行します。

**(3)取締役会の実効性**

①取締役会は、会議の公平性の確保及び経営監督機能を強化するため、取締役会長を取締役会の議長とし、会長が不在の場合には、社長を取締役会の議長とします。

②取締役会は、毎年、取締役会の実効性について、取締役及び監査役による自己評価を行い、分析の結果を踏まえて今後の課題等を開示し、その対応に取り組んでおります。

**取締役**

①取締役会は、10名以内の取締役で構成し、うち1/3以上は独立社外取締役とします。

②事業年度における経営責任を明確にし、株主による信任の機会を増やすため、取締役の任期を1年としております。

③取締役会の構成を、性別・国籍を問わず多様性に富み、かつバランスの取れたものにするため、業務執行取締役候補者は、「役員等選解任基準」に基づき、人格識見に優れ、これまで担当した業務で実績を上げ、経営や事業に精通している者から選任しております。また、社外取締役候補者は、人柄、経験、専門性、「社外役員の独立性基準」等の条件を基に選任しております。

④取締役は、社外取締役を除き、監督と業務執行とを兼務する取締役兼務執行役員であり、担当部署の業績及び監督業務について、重点的に取締役会へ報告を行っております。

**監査役会・監査役**

①当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は原則毎月1回開催しております。

②監査役会は、5名以内の監査役で構成し、うち半数以上は独立社外監査役とします。なお、監査役には、適切な経験・能力及び財務・会計・法務に関する十分な知見を有する者を選任し、監査の実効性を確保しております。

③各監査役は、監査の実効性を高めるために、取締役会に出席しているほか、業務執行にかかわる会議やその他の社内の重要な会議にも分担して出席しております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部門とも定期的な会合をもち、会計監査への立会い、内部監査部門との合同監査等を行い、常に連携を取り合い、監査体制の強化を図っております。

④情報伝達やデータ管理等、実効性の高い監査業務を行うため専任スタッフを確保しております。

**【取締役会の実効性評価の概要】**

当社取締役会は、取締役会の効率性、実効性に関する評価の仕組みを構築し、その結果の概要について開示しております。

**アンケート**

| | |
|---|---|
| **評価の方法** | アンケート形式による自己評価<br>選択肢方式による課題の掘り下げ（取締役会で議論が不足している事項の選択）及び取締役会の強み、弱みのアンケートを実施 |
| **実施期間** | 2020年2月 |
| **対象者** | 取締役・監査役（社外役員含む。） |
| **評価項目** | ①取締役会運営・取締役会構成　②経営戦略　③企業倫理とリスク管理・モニタリング・株主等との対話<br>④指名委員会・報酬委員会　⑤情報提供 |

**分析・検討**

取締役・監査役によるアンケート結果を踏まえ、まず、業務執行役員、非業務執行役員別に分析・検討会を実施した上で、その結果に基づき取締役会で議論しました。
なお、過去4回は自社にて取締役会の実効性評価を実施してきましたが、客観性、透明性を向上させるため、今回は、外部機関を活用し、設問設計や分析・対応案等の助言を得ました。

**評価結果**

外部機関より、過去4回の取締役会実効性評価において、課題の抽出と対策の実行、取締役会の前に非業務執行役員のみの検討会を実施していること、取締役会において自由闊達な議論が展開されていること、社外役員に対し、情報格差の縮減に努めている等、肯定的に評価すべき点があるとの意見がありました。
なお、前期の課題であった、「重点施策に関する報告内容の改善」（重点施策に関し、リスク対応策の報告が不十分）については、全ての本部による四半期報告を実施しました。

**実効性は相応に確保できている**

**さらなる実効性向上に向けて**

当期の取締役会実効性評価において、以下の３つの課題が認識されました。取締役会としては、引き続きこれらの課題について計画的に取り組むことで、取締役会の実効性を向上させコーポレートガバナンスの一層の強化に努めていきます。

・「中期計画・長期経営戦略（10年後のあるべき姿）の議論」
・「人材育成・人材戦略についての議論」
・「リスクマップの見直し」

**任意の諮問委員会**

当社は、取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性の強化と説明責任を果たすため、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

**(1)指名委員会**

社長、社外取締役及び監査役1名で構成し、審議の客観性を確保するため、委員長は独立社外取締役が務めております。指名委員会は、「役員等選解任基準」に基づき、役員候補者の指名(再任を含む。)、社長を含む役員の解任議案、執行役員の役位の選定・解職議案、懲戒事項等を審議し、取締役会に答申しております。なお、監査役候補者の指名・解任については、事前に監査役会の同意を得ております。

〈活動状況〉

当期の指名委員会は、3回開催しました。主な活動内容は以下のとおりです。
・指名委員会委員長の選定
・代表取締役及び取締役会議長等の選定の審議
・株主総会の議長の代行順位の決定の審議
・「執行役員規則」の改定の審議
・役員候補者の指名(再任を含む。)の審議
・執行役員の選任の審議

**(2)報酬委員会**

社長、社外取締役及び監査役1名で構成し、審議の客観性を確保するため、委員長は独立社外取締役が務めております。報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬制度並びに報酬額について審議し、取締役会に答申しております。なお、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員の報酬は、業績に連動したインセンティブを考慮した報酬体系とし、「基本報酬」、「業績連動賞与」、「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。

〈活動状況〉

当期の報酬委員会は、1回開催しました。主な活動内容は以下のとおりです。
・報酬委員会委員長の選定
・執行役員の評価及び賞与の審議
・「役員ストックオプション規定」の改定の審議
・株式報酬(株式報酬型ストックオプション)の審議

**(3)任意の諮問委員会の構成**

| | 全員数 | 社内取締役 | 社外取締役 | 監査役 | 委員長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会 | 5 | 1 | 3 | 1 | 独立社外取締役 |
| 報酬委員会 | 5 | 1 | 3 | 1 | 独立社外取締役 |

※第2号議案及び第3号議案が承認された場合

## ご参考 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定の最高位を取得

当社は、女性の活躍推進に関する優れた取り組みを行う企業に与えられる認定マーク「えるぼし」の最高位「3つ星」(3段階目)を取得しました。

「えるぼし」認定制度は、女性活躍推進法に基づき行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の職業生活における活躍の状況に対する評価項目として、①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース、などを満たした企業に対し厚生労働大臣が認定する制度です。

当社グループは、「従業員の幸福」を経営理念の一つに掲げ、従業員の多様性、人格、個性を尊重すると共に、あらゆる差別がない職場環境の実現に取り組んでいます。また、育児・介護休業制度や就業緩和措置、看護休暇制度等、従業員が生活の変化点においても安心して就業継続できる環境をグループ全体で推進しています。

ダイバーシティ方針に基づき取り組みを加速することで、ステークホルダーからの期待に応え、企業価値向上に努めていきます。




ダイバーシティの取り組みは、当社WEBサイトに公表しています。
https://www.yuden.co.jp/jp/company/sustainability/society/diversity/

## ご参考 健康経営への取り組み

当社グループは、経営理念の一つである「従業員の幸福」の実現に向け、従業員一人ひとりがやりがい、働きがいを感じながらそれぞれの個性や持てる能力を十分に発揮し、活気ある職場づくりを行うためには、「従業員の心身の健康」が重要な経営課題であると考えています。

当社は、健康管理最高責任者(CHO:Chief Healthcare Officer)を任命すると共に、施策立案及び実行推進の中枢機能として「健康推進委員会」を設置して従業員の健康増進に取り組んでおり、経済産業省と日本健康会議が認定する「健康経営優良法人(大規模法人部門)」に認定されました。

今後も従業員が心身ともに健やかに働くことができる職場づくりに継続して取り組み、組織の活力や生産性を向上させることで、企業価値向上を目指していきます。

# メ　モ　欄

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位:百万円)

| 科　目 | 第79期 (2020年3月31日現在) | (ご参考) 第78期 (2019年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| **流動資産** | **191,930** | **185,858** |
| 現金及び預金 | 59,622 | 56,430 |
| 受取手形及び売掛金 | 64,680 | 62,745 |
| 商品及び製品 | 18,134 | 21,065 |
| 仕掛品 | 28,829 | 25,907 |
| 原材料及び貯蔵品 | 15,624 | 13,974 |
| その他 | 5,220 | 5,972 |
| 貸倒引当金 | △182 | △238 |
| **固定資産** | **151,192** | **143,003** |
| **有形固定資産** | **144,400** | **125,517** |
| 建物及び構築物 | 97,082 | 94,768 |
| 機械装置及び運搬具 | 278,081 | 263,270 |
| 工具、器具及び備品 | 27,578 | 26,089 |
| 土地 | 12,661 | 11,022 |
| 建設仮勘定 | 18,307 | 10,468 |
| 減価償却累計額 | △289,311 | △280,102 |
| **無形固定資産** | **1,293** | **7,056** |
| のれん | — | 5,837 |
| その他 | 1,293 | 1,219 |
| **投資その他の資産** | **5,498** | **10,428** |
| 投資有価証券 | 2,671 | 4,760 |
| 退職給付に係る資産 | 19 | 16 |
| 繰延税金資産 | 1,314 | 3,864 |
| その他 | 1,819 | 2,119 |
| 貸倒引当金 | △326 | △332 |
| **資産合計** | **343,122** | **328,861** |

| 科　目 | 第79期 (2020年3月31日現在) | (ご参考) 第78期 (2019年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| **流動負債** | **84,333** | **81,997** |
| 支払手形及び買掛金 | 26,603 | 25,031 |
| 短期借入金 | 19,250 | 23,152 |
| 一年内返済予定の長期借入金 | 2,663 | 2,477 |
| 未払金 | 16,813 | 13,405 |
| 未払法人税等 | 1,903 | 5,085 |
| 賞与引当金 | 4,576 | 4,167 |
| 役員賞与引当金 | 233 | 258 |
| その他 | 12,290 | 8,420 |
| **固定負債** | **48,334** | **40,910** |
| 長期借入金 | 34,752 | 28,415 |
| 繰延税金負債 | 3,397 | 4,771 |
| 役員退職慰労引当金 | 49 | 132 |
| 退職給付に係る負債 | 4,200 | 3,742 |
| その他 | 5,934 | 3,847 |
| **負債合計** | **132,667** | **122,907** |
| 純資産の部 | | |
| **株主資本** | **225,146** | **214,083** |
| 資本金 | 33,575 | 33,575 |
| 資本剰余金 | 49,903 | 49,904 |
| 利益剰余金 | 150,263 | 135,217 |
| 自己株式 | △8,596 | △4,613 |
| **その他の包括利益累計額** | **△15,255** | **△8,583** |
| その他有価証券評価差額金 | 430 | 1,519 |
| 繰延ヘッジ損益 | △82 | 2 |
| 為替換算調整勘定 | △14,779 | △9,703 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △824 | △401 |
| **新株予約権** | **563** | **453** |
| **純資産合計** | **210,454** | **205,953** |
| **負債純資産合計** | **343,122** | **328,861** |

# 連結損益計算書

(単位:百万円)

| 科　目 | 第79期 (2019年４月１日から 2020年３月31日まで) | | (ご参考) 第78期 (2018年４月１日から 2019年３月31日まで) | |
|---|---|---|---|---|
| **売上高** | | **282,329** | | **274,349** |
| **売上原価** | | **196,979** | | **192,084** |
| **売上総利益** | | **85,350** | | **82,264** |
| **販売費及び一般管理費** | | **48,173** | | **47,026** |
| **営業利益** | | **37,176** | | **35,237** |
| **営業外収益** | | | | |
| 受取利息 | 335 | | 382 | |
| 受取配当金 | 146 | | 142 | |
| 為替差益 | — | | 190 | |
| 助成金収入 | 245 | | 451 | |
| その他 | 244 | 972 | 329 | 1,496 |
| **営業外費用** | | | | |
| 支払利息 | 375 | | 349 | |
| 持分法による投資損失 | 787 | | 786 | |
| 為替差損 | 1,404 | | — | |
| 株式交付費 | — | | 144 | |
| 休止固定資産減価償却費 | 219 | | 194 | |
| 操業休止費用 | — | | 655 | |
| その他 | 197 | 2,983 | 252 | 2,382 |
| **経常利益** | | **35,165** | | **34,351** |
| **特別利益** | | | | |
| 固定資産売却益 | 148 | | 16 | |
| 投資有価証券売却益 | 16 | | 1,535 | |
| 段階取得に係る差益 | — | | 249 | |
| 受取保険金 | 1,351 | | — | |
| その他 | — | 1,516 | 24 | 1,825 |
| **特別損失** | | | | |
| 固定資産除売却損 | 764 | | 494 | |
| 減損損失 | 5,290 | | 4,614 | |
| 投資有価証券評価損 | 17 | | 52 | |
| 事業構造改善費用 | — | | 2,235 | |
| 災害による損失 | 3,168 | | — | |
| 独占禁止法関連損失 | 3,600 | | 579 | |
| その他 | 22 | 12,863 | 88 | 8,066 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **23,818** | | **28,110** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,637 | | 5,983 | |
| 法人税等調整額 | 1,158 | 5,795 | △1,560 | 4,422 |
| **当期純利益** | | **18,022** | | **23,687** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **18,022** | | **23,687** |

# 計算書類

## 貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　目 | 第79期 (2020年3月31日現在) | (ご参考) 第78期 (2019年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| **流動資産** | **110,951** | **106,395** |
| 現金及び預金 | 18,304 | 20,856 |
| 受取手形 | 636 | 591 |
| 売掛金 | 50,583 | 51,113 |
| 商品及び製品 | 3,062 | 3,180 |
| 仕掛品 | 7,202 | 8,265 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,910 | 2,838 |
| 前払費用 | 295 | 217 |
| 関係会社短期貸付金 | 8,448 | 2,497 |
| 未収入金 | 16,630 | 14,596 |
| 未収消費税等 | 2,807 | 2,101 |
| その他 | 69 | 137 |
| **固定資産** | **135,577** | **142,281** |
| **有形固定資産** | **29,043** | **28,165** |
| 建物 | 7,953 | 7,909 |
| 構築物 | 553 | 549 |
| 機械及び装置 | 10,946 | 10,175 |
| 車両運搬具 | 51 | 15 |
| 工具、器具及び備品 | 2,129 | 1,839 |
| 土地 | 4,164 | 4,164 |
| 建設仮勘定 | 3,244 | 3,511 |
| **無形固定資産** | **976** | **875** |
| 特許権 | 1 | 1 |
| ソフトウェア | 866 | 800 |
| その他 | 108 | 73 |
| **投資その他の資産** | **105,557** | **113,240** |
| 投資有価証券 | 1,286 | 1,709 |
| 関係会社株式 | 48,769 | 56,294 |
| 従業員長期貸付金 | 92 | 106 |
| 関係会社長期貸付金 | 59,139 | 52,779 |
| 破産更生債権等 | 326 | 332 |
| 長期前払費用 | 79 | 68 |
| 繰延税金資産 | 845 | 2,019 |
| その他 | 674 | 659 |
| 貸倒引当金 | △5,657 | △730 |
| **資産合計** | **246,529** | **248,677** |

| 科　目 | 第79期 (2020年3月31日現在) | (ご参考) 第78期 (2019年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| **流動負債** | **74,650** | **77,707** |
| 買掛金 | 31,589 | 30,454 |
| 短期借入金 | 19,250 | 22,420 |
| 一年内返済予定の長期借入金 | 2,663 | 2,463 |
| リース債務 | 15 | 14 |
| 未払金 | 13,484 | 10,473 |
| 未払費用 | 3,323 | 3,559 |
| 未払法人税等 | 176 | 3,758 |
| 預り金 | 901 | 1,512 |
| 賞与引当金 | 2,322 | 2,171 |
| 役員賞与引当金 | 233 | 258 |
| その他 | 690 | 622 |
| **固定負債** | **35,320** | **29,007** |
| 長期借入金 | 34,752 | 28,415 |
| リース債務 | 120 | 135 |
| その他 | 447 | 455 |
| **負債合計** | **109,971** | **106,715** |
| 純資産の部 | | |
| **株主資本** | **135,746** | **140,953** |
| 資本金 | 33,575 | 33,575 |
| 資本剰余金 | 52,020 | 52,020 |
| 資本準備金 | 51,468 | 51,468 |
| その他資本剰余金 | 551 | 552 |
| 利益剰余金 | 58,747 | 59,970 |
| 利益準備金 | 2,947 | 2,947 |
| その他利益剰余金 | 55,800 | 57,022 |
| 固定資産圧縮積立金 | 1,325 | 1,328 |
| 繰越利益剰余金 | 54,474 | 55,694 |
| 自己株式 | △8,596 | △4,613 |
| **評価・換算差額等** | **247** | **556** |
| その他有価証券評価差額金 | 329 | 553 |
| 繰延ヘッジ損益 | △82 | 2 |
| **新株予約権** | **563** | **453** |
| **純資産合計** | **136,558** | **141,962** |
| **負債純資産合計** | **246,529** | **248,677** |

# 損益計算書

(単位:百万円)

| 科　目 | 第79期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) | | (ご参考) 第78期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) | |
|---|---|---|---|---|
| **売上高** | | **245,352** | | **243,124** |
| **売上原価** | | **201,375** | | **190,292** |
| **売上総利益** | | **43,976** | | **52,831** |
| **販売費及び一般管理費** | | **27,918** | | **26,303** |
| **営業利益** | | **16,057** | | **26,528** |
| **営業外収益** | | | | |
| 受取利息 | 408 | | 286 | |
| 受取配当金 | 3,794 | | 3,648 | |
| その他 | 117 | 4,320 | 158 | 4,093 |
| **営業外費用** | | | | |
| 支払利息 | 236 | | 272 | |
| 為替差損 | 1,423 | | 615 | |
| 休止固定資産減価償却費 | 31 | | 61 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 4,934 | | 39 | |
| その他 | 89 | 6,715 | 160 | 1,148 |
| **経常利益** | | **13,662** | | **29,473** |
| **特別利益** | | | | |
| 固定資産売却益 | 36 | | 31 | |
| 投資有価証券売却益 | 16 | 53 | 1,535 | 1,566 |
| **特別損失** | | | | |
| 固定資産除売却損 | 383 | | 166 | |
| 減損損失 | 15 | | 77 | |
| 投資有価証券評価損 | — | | 52 | |
| 関係会社株式評価損 | 8,619 | | — | |
| その他 | 114 | 9,132 | 14 | 311 |
| **税引前当期純利益** | | **4,583** | | **30,729** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,818 | | 4,087 | |
| 法人税等調整額 | 1,202 | 3,021 | △1,413 | 2,673 |
| **当期純利益** | | **1,561** | | **28,055** |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

太陽誘電株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　平　井　　清　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　宮　晋　伍　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　今　井　仁　子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、太陽誘電株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽誘電株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

太陽誘電株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 平　井　　清　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岩　宮　晋　伍　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 今　井　仁　子　㊞ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、太陽誘電株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査計画(監査方針、重点監査項目、職務の分担等)を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け情報の共有化に努めるとともに、取締役会の審議内容について検討を行いました。また、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、経営執行会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容を検証し、当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針についても、その内容を検討いたしました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条に基づく「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

太陽誘電株式会社 監査役会

常勤監査役　中野勝薫　㊞

常勤監査役　三宿俊雄　㊞

常勤社外監査役　吉武一　㊞

社外監査役　藤田知美　㊞

以　上

# メ　モ　欄

# メ　モ　欄

# メ　モ　欄

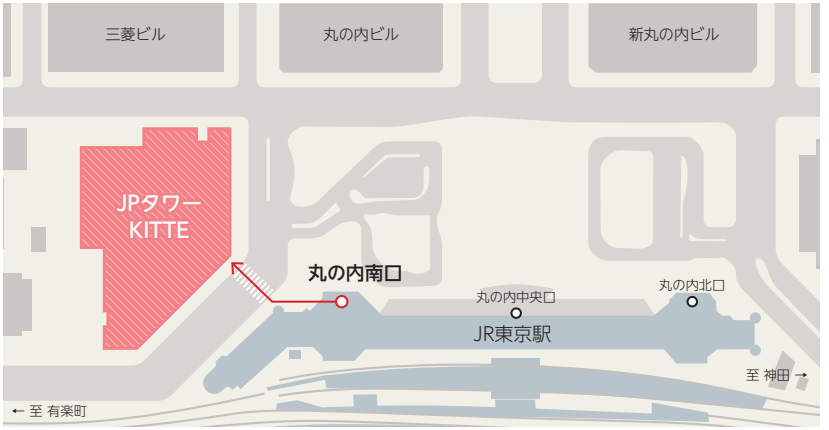
# メ　モ　欄

# 株主総会会場ご案内図

**日時**　2020年6月26日（金曜日）午後2時（受付開始 午後1時）

**会場**　東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス（KITTE 4階）ホール

**交通**　JR東京駅 丸の内南口 徒歩1分
※駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。




**新型コロナウイルス（COVID-19）感染症への対応について**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面（郵送）又はインターネット等による議決権行使をご推奨申しあげます。詳細につきましては、招集ご通知の3頁～4頁をご参照ください。

<ご来場される株主様へ>

- マスクの着用やアルコール消毒液による手指の消毒などにご協力をお願いいたします。
- 当社関係者も、マスク着用で対応させていただきます。
- 株主総会の議事は、例年よりも短時間で行う予定でございます。
- 株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、本年から取り止めさせていただきます。
- 当社製品展示及びお飲み物の提供は取り止めさせていただきます。
- 体調不良と見受けられる場合には、ご入場の制限等をさせていただく場合がございます。
- 本定時株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
  https://www.yuden.co.jp/jp/ir/library/shm_presentation.html

太陽誘電株式会社

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。